

設計書

|  |   |   |   |  |  |   |   |
|--|---|---|---|--|--|---|---|
|  | 課 | リ | 担 |  |  | 審 | 設 |
|  | 長 | ー | 当 |  |  | 査 | 計 |
|  |   | ダ |   |  |  |   |   |
|  |   | ー |   |  |  |   |   |

会計年度 令和 8 年度  
事業名 公共下水道事業  
事業番号 施下購 第 1-1 号  
事業名 全自動洗浄機購入

購入種別 備品 消耗品 その他 ( )  
納入方法 指定位置 車上 その他 ( )  
納入場所 多治見市前畑町5丁目地内

路線名  
設計者名  
設計年月日 令和 8 年 7 月 29 日  
施行期間 契約日の日から 日間以内  
着工年月日 令和 年 月 日  
完成年月日 令和 8 年 12 月 18 日

購入概要

購入概要

全自動洗浄機購入

|                      |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 全自動洗浄機(PLW8683同等品以上) | 1台                       |
| 電源                   | 三相200V 60Hz 20A          |
| 機器寸法                 | W=600以下 D=600以下 H=850以下  |
| 槽内寸法                 | W=520以上 D=520以上 H=520以上  |
| 槽内材質                 | ステンレス製                   |
| 洗浄方式                 | 回転スプレーアーム方式(上下)及び噴射ノズル方式 |
| 循環ポンプ能力              | 500ℓ/min                 |

計算根拠

| 名 称                     | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
|                         |     |     |     |     |     |
| 工 事 価 格                 |     |     | 金   |     | 円也  |
| 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 |     |     | 金   |     | 円也  |
| 設 計 金 額                 |     |     | 金   |     | 円也  |
|                         |     |     |     |     |     |
|                         |     |     |     |     |     |
|                         |     |     |     |     |     |

[illegible]



# 仕 様 書

多治見市役所建設水道部上下水道施設課

事業番号 施下購第1-1号  
事業名 全自動洗浄機購入  
納入場所 多治見市前畑町5丁目地内  
事業内容 全自動洗浄機の購入をするもの。  
事業の目的 池田下水処理場試験室にて使用する全自動洗浄機の購入を行うもの

## 購入内容

全自動洗浄機購入(PLW8683同等品以上) 1台

### 仕様

電源 三相200V 60Hz 20A(コンセント形状 接地3P 30A 引掛)  
機器寸法 W=600以下 D=600以下 H=850以下  
槽内寸法 W=520以上 D=520以上 H=520以上  
槽内材質 ステンレス  
洗浄方式 回転スプレーアーム方式(上下)及び噴射ノズル方式  
循環ポンプ能力 500ℓ/min

### 付属品

A150バスケット 1個  
A301/5イーजीロードモジュール 2個  
AK12/1多項目バスケット(凹なし) 1個  
A300/3イーजीロードモジュール 1個  
A302/3イーजीロードモジュール 1個

## その他

- ・全自動洗浄機については解放した前面扉の上で洗浄するガラス器具等の取り出し作業等ができる構造とし、一番下のバスケットについてはそのまま持ち上げることなく、前面扉上から洗浄槽内へ直接キャスター等により出し入れが可能なこと。
- ・納品時には十分な機器の取扱説明を行い、機器据付、動作確認、性能確認、既設機器の引き取り等の一切を行うこと。
- ・契約書、特記仕様書の定めのない事項については、発注者と協議して定めるものとする。

## 環境配慮事項

- ・事業全般に渡ってアイドリングストップによる自動車排気ガスの低減、省エネルギーなど地球温暖防止に努めること。
- ・省エネルギーを推進するため、効率の良い事業計画を立てるよう努めること。
- ・消耗品の使用にあたっては、環境への負荷が少ない物を選定すること。
- ・事業の推進に伴う移動・運搬には、酸性物質排出量を低減するため、低公害車の使用や輸送体系の効率化により自動車の排ガス抑制に努めること。
- ・提出書類を作成する場合には、再生紙の使用に努めること。
- ・事業全般の履行については、省エネルギーに努めること。

## 妨害又は不当要求に対する通報義務

- ・(1) 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
- ・(2) 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。